

平成29年12月28日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県環境審議会

会 長 青 木



土壤汚染対策法の改正に伴う県民の生活環境の保全等に関する条例の
改正について（答申）

平成29年12月19日付け29水地環第484号で諮問のありましたこのことにつ
いては、別添のとおり答申します。

別添

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）において、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）による改正後の土壤汚染対策法に基づく事前の土壤調査で、汚染が判明した場合には、汚染の拡散防止のための応急措置等を義務付けること。